

平成29年9月1日

株式会社 但馬銀行

## 保険新商品の取扱開始について

株式会社 但馬銀行（頭取 倉橋 基）は、お客さまの幅広いニーズにお応えするため平成29年9月1日（金）から、下記のとおり新たな保険商品の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

### 一、保険新商品の概要

#### 1. 変額個人年金保険

商 品 名	エクセレントライフ		
引受保険会社	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社		
主 な 特 徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約通貨は米ドル、豪ドル、円の中から選択いただけます。</li><li>・ 据置期間は5年・10年・15年から選択いただけます。</li><li>・ 据置期間中の死亡給付金額は一時払保険料相当額（基本給付金額）が契約通貨建で最低保証されます。運用成果によって最低死亡保証金額が増加するステップアップ機能があり、最低死亡保証金額は最大で基本給付金額の150%まで上がることがあります。</li></ul>		
据 置 期 間 契 約 年 齢	据置期間 5年：0～85歳 据置期間 10年：0～80歳 据置期間 15年：0～75歳		
契 約 通 貨	米ドル	豪ドル	円
最 低 保 険 料	2万米ドル (1米ドル単位)	2万豪ドル (1豪ドル単位)	200万円 (1万円単位)
最 高 保 険 料	3億円（契約通貨が米ドル、豪ドルの場合は、契約日前営業日のTTMによる円換算額となります）		

年金支払 開始年齢	5歳～90歳
年金種類	確定年金（5年・10年・15年・20年）
年金の 分割支払	年2回、4回、6回、12回への分割支払が可能です （分割後の1回あたりの支払額が4万円または400米ドル／豪ドルに満たない場合は、分割支払の取り扱いはできません）

※当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。

※詳しくは各商品の「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」とあわせて「ご契約のしおり・約款」等をご覧ください。

保険商品に関する注意事項については、別紙にてご確認ください。

(別紙)

### 保険商品に関する注意事項

- 生命保険は預金保険機構および投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 生命保険は預金商品ではなく、元本の保証はありません。また、解約返戻金に払込保険料相当額の最低保証はなく、所定の解約控除が必要な場合や市場金利の変動等により払込保険料の合計額を下回ることがあります。
- ご契約前には『契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）』を必ずお読みいただき、内容を十分ご理解ください。ご契約時には『ご契約のしおり・約款』（変額保険の場合は、これに加え「特別勘定のしおり」）を必ずご覧ください。
- 生命保険は商品により、ご契約時の契約時費用のほか、一定期間内に解約された場合、解約控除（費用）が必要となる場合があります。また、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、年金管理費、外国為替手数料等がかかる場合があります、お客さまにご負担いただく手数料はこれらの合計額となります。なお、ご負担いただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法等を表示することができません。
- 外貨建て保険商品については、為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取になる円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。
- 一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落、市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、資産残高、解約返戻金等が払込保険料を下回ることがあります。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、ご融資のお申込み状況等によっては、生命保険をお申込みいただけない場合があります。
- 保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまとの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 但馬銀行は、募集代理店として契約の媒介を行います。契約の相手方は引受生命保険会社となります。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金原資額等が削減される場合があります。
- クーリング・オフの対象ではありますが、お申込みの撤回またはご契約の解除が出来る期間に制限があります。
- ご加入の検討にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。

本件に関するお問い合わせ 0120-164-230

受付時間／平日 9:00～17:00

(ただし、銀行休業日を除く)